

# 緊急提言

## 万引犯罪防止への喫緊の対応策 に関する提言に対する意見募集

### NPO法人全国万引犯罪防止機構

我が国の刑法犯認知件数が10年で半減する中で、万引犯罪の減少は弱く、全刑法犯認知件数の約10%を占めるに至った。また、各地域の万引防止対策の組織的な取組みが活発化し、「不在警察への届出」の運動等が顕著に展開されるなど、万引の起きにくい社会づくりへ向け、本格的な展開がなされている。

この活動の一環を担うNPO法人全国万引防止機構(前)和雄理事長(以下、万防機構)は、本年6月に設立10年目を迎える。その節目を前に3つの困難な課題である①高齢者万引対策②防犯画像の取扱い③集団窃盗の情報の取扱いに関する社会的な建議・提言を行うとして、昨年5月に小委員会を設置。各委員会は5回の審議を経て、その結果を提言(案)としてまとめ、これに対するパブリックコメントを12月8日から22日の間に募集した。

万防機構では、この提言の精神には「店舗の安全や資産管理の権利」と個人の「プライバシーの権利」に加えて、「犯罪企画者に犯罪をさせない・繰り返させない・家族を害さない」という正義を支持する3つの権利が織り込まれており、新たな総意は特異点としてある。

今回は、②防犯画像の取扱いの提言案のまとめを紹介する。

#### 1 問題の背景と当機構が検討する理由

近年、高性能な防犯カメラが急激に普及し、公共施設をはじめ、各種店舗、集合住宅等施設内外、駐車場、また、繁華街や街頭に設置が進んでいる。また、そこで探検された画像が捜査に利用されているほか、犯罪や迷惑行為の防止目的の活用が広がって広まっている。

一方で、防犯カメラが安全な街づくりや施設管理に欠かせないツールとして、また、今や店の安全を守るインフラとして、社会的責任が広がっていることと反比例するが、他方では、そのもたらす負の部分に対する懸念の声は絶えない。

そもそも、万引の発生件数が圧倒的に多いにもかかわらず、大半が「件」の被害者が少ないために、万引問題に対する社会的な関心は高いとはいえない。しかしこの数年、万引被害の実態調査がなわれ、その被害額が年間4千数百億円にまで推定されることと明らかになるなど、最近高年齢による万引、組織的な集団万引による多額被害の増加、ネット通販による盗品ルート拡大など新たな事態が生じ、小売店の万引被害に対する関心が高まり、その自衛措置が充実してきた。

それと同時に店舗側の防犯対策の困難さも顕著化した。大量の物品を販売することから、万引防止を重点とした施設作りには限界があり、十分な人の配置も経費上困難である。また、店舗によってはお客様に気持ちよく買い物をしてもらいたいという優先課題があり、一掃りの犯罪者のために過剰な対応を避けたいとの配慮が働いては無理からぬのである。

その上犯人に対する警察・検察の対応は被害額等が軽微な場合が多いため、逮捕・起訴する例は多くなく、たとえ裁判になっ

ても裁判判決を受ける例は多くない。その結果、一連の警察、刑事司法の万引に対する抑止機能は、犯罪の性質上、限定的なものにとどまるを得ない。

このように万引の防止は困難な問題であるために、店舗は集積感と取北感の中で精一杯努力を怠ることが現状である。一方被害の大きい店舗を中心に自ら設置した防犯カメラの録画した犯人の映像をもっと活用できないか工夫がなすめられ、店舗の自主的な防犯対策に活用することに向けられている。

具体的には、録画した犯人の画像を店舗来訪者の実像と照合し、一致した場合には店員に通報がなされ、店舗内で万引がなされないよう適切な対応をとるとともに、その者が警察において捜査中の者であれば警察に即通報するというものである。そして防犯画像を録画した防犯カメラの設置店舗での利用とともに、系列店舗間での相互活用や近接エリア内他店舗を含めた広範囲の相互活用が検討課題に上っている。現在のところ、この課題に対する対策は全体としては慎重であるが、許される範囲が示されれば積極的に対処したいと考えている店舗は少なくなく、当機構に対してその見解を求められている。

#### 2 委員会の基本的考え方

小売店が万引を防止するために、出来る限りの措置を講ずることは、小売店の財産権を守るうえに当然の権利であるとともに、犯罪を抑止するという社会的要請に合致するものである。いわば小売店の社会的責任である。防犯カメラに録画された万引犯罪に関する犯人の画像を活用することに同意しても同時に考えられるべきであり、それが万引防止等に有効で他人の権利を侵害するものでない限り、これを積極的に活用するのが望ましい。

そこで、防犯カメラの普及、その性能の向上、ウェブと連携して多様な活用形態の広がりがなごの状況踏まえつつ、防犯画像内の個人の人権に十分配慮しながら、小売店として万引被害を防止するために必要な措置として、防犯画像の積極的かつ適切な活用を努めるべきであると考えている。

#### 3 防犯画像活用の際に留意すべき事項

① 防犯カメラに録画した画像を活用する場面としては、自店舗内での活用、同一会社の系列店舗間での活用、同一業種内他店舗間での活用、近接エリア内店舗での活用等が考えられるが、いずれの場合も共通して留意すべき点は以下の通り。

・ 現場での通報はその時点で犯人ではないこと、通報の正確性が100%ではないこと、ではないことなどを踏まえ、通報対象者を犯人と決め付けない対応に終始すること。

・ 防犯画像利用は万引防止策の一つとしてとらえ、これのみ依存しようとはせず、その他の対策を十分講じつつ、これを補完するものとして活用すること。

・ 「防犯カメラ」の設置および運用に関するガイドラインに関する規定(当機構が策定したものを、以下、防犯カメラ管理規定)を定め、遵守すること。

・ 防犯画像の活用の対象となる警備された個人情報、店舗の万引防止目的に利用するものであり、犯罪を防止するという目的外では絶対に行わないこと。

・ 個人情報保護法と関係する点としては「個人情報保護」や「組織における情報漏えい防止」に関する教育を受ける者が配置されなければならぬ(以下、管理責任者)カ、データをサーバーやネットワーク上で管理する場合は、アクセス権限の明示やパスワード、ログの記録保存やバックアップ策を確実に実行し、情報漏えい目的外利用の防止に努めること。加えてデータを保存するハードウェア及びメモリないハードウェア等の記録媒体はワイヤレスで接続するなど、持ち出しができないよう物理的措置を講ずること。

・ 紙媒体は施錠できる部屋または、施錠できるケースに設置され、管理者が管理し、管理者以外の紙媒体の持ち出しを禁止すること。

・ 防犯カメラの性能、設置の方法の改善を常に努め、より鮮明な防犯画像採取に最大限の努力すること。

・ 利用される情報の確認、印刷等については管理責任者が行うこと。また、情報を管理する従業員に対しては、必要な範囲のみ情報を提供すること。

・ 画像情報が、個人を特定する他の情報と一体となつて運用されないよう配慮すること。

② 更にも、同一業種他店舗間の活用、近接エリア内店舗間での活用等防犯画像の管理責任が異なる小売店間で情報共有する場合は、以下の事故を更に留意すべきである。

・ 自己及び情報共有先会社、防犯カメラ管理規定があり、遵守されていること。また店舗に「個人情報」や「組織における情報漏えい防止」に関する教育を受けた管理責任者が配置されていることを確認し、守っていただくこと。

・ 相互に提供する画像は、警察への被害届の際に警察に提示し、万引犯人に関する画像であることが確実な範囲に限定すること。

・ システムの運用状況について関係会社等が定期的に検討する機会を設けるとともに、システムの運用についてできる限り警察の協力を求めること。

#### 4 このシステムを巡る主要論点

① 個人情報保護法との関連  
防犯画像を他店舗に提供することの可否については、個人情報保護法の諸規定に抵触するかどうか経済産業省のアドバイスを求めるなどして、確認し、特段ご本人に抵触するものではないことが確認された。

② 運用をめぐる諸問題について  
個人情報保護法に抵触しない場合でも、個人のプライバシーを損傷することがあれば、相当の責任を負うことになる。会社や店舗の信用を損ねることもなくなり、その運用には特段の注意が必要である。

③ 防犯画像活用システムで蓄積された情報が目的外に利用されたり、漏えいしないように万全の措置を講ずることが重要である。右記の留意事項は、そのために運用上しつくり組み込まなければならない。

④ 関係業者との緊密な連携を図ること  
重要については、万引犯人の検挙はもろろん、防犯画像システムの適切な運用を確保するうえで十分配慮が必要である。既に一部の府県を先例がある。

⑤ 防犯画像の取扱い  
防犯画像の活用は、以下の通り、十分な検討を備の上で積極的に行うべきであるが、それ以外の業界、店舗、地域状況に応じて適切なシステム設計と実施が可能であることが肝心であると考え、当機構はそれを支援するものとしている。

⑥ 経済産業省  
万引防止に向けて努力する小売業界をこれまで以上に理解したくことと、その自衛措置についても防犯の観点から一層の指導、ご協力をおねがいしたい。防犯画像の活用においても小売店型の相談を受けたいと考えている。その適切な運用に力を貸していただけるようお願した。

⑦ 小売業関係者  
小売店の中には防犯カメラの運用規定を定めていない店舗もあるが、各地域の自治体から出てくる「防犯カメラの設置とガイドライン」や※資料1の防犯カメラ管理規定を確認し、速やかに自社の運用規定を作成していただく。

また、各小売業団体におかれては、業界間で防犯画像の活用の在り方について議論を深め、防犯画像情報を共有するための指針と要件等に関し、業界方針やガイドラインを検討するともに、その動きを加速していただく。

⑧ 防犯カメラメーカー等の産業団体  
その性能・機能の限界を踏まえた提案をされ、防犯機器の運用面についても「ユーザー」を第一に考えるよう配慮していただく。

また、そのメンテナンスについても継続してユーザーのサポートをお願いします。

#### 5 関係行政、団体等への提言と要望

① 小売業関係者  
小売店の中には防犯カメラの運用規定を定めていない店舗もあるが、各地域の自治体から出てくる「防犯カメラの設置とガイドライン」や※資料1の防犯カメラ管理規定を確認し、速やかに自社の運用規定を作成していただく。

また、各小売業団体におかれては、業界間で防犯画像の活用の在り方について議論を深め、防犯画像情報を共有するための指針と要件等に関し、業界方針やガイドラインを検討するともに、その動きを加速していただく。

※資料1  
防犯カメラ管理規定(案)

1. 本規定は防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。この目的は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
2. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
3. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
4. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
5. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
6. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
7. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
8. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
9. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。
10. 本規定は、防犯カメラの設置・運用、取扱いに関する事項を定めることとす。

⑨ 防犯画像の取扱い  
防犯画像の活用は、以下の通り、十分な検討を備の上で積極的に行うべきであるが、それ以外の業界、店舗、地域状況に応じて適切なシステム設計と実施が可能であることが肝心であると考え、当機構はそれを支援するものとしている。

⑩ 経済産業省  
万引防止に向けて努力する小売業界をこれまで以上に理解したくことと、その自衛措置についても防犯の観点から一層の指導、ご協力をおねがいしたい。防犯画像の活用においても小売店型の相談を受けたいと考えている。その適切な運用に力を貸していただけるようお願した。

#### 6 結び

防犯画像の活用は、以下の通り、十分な検討を備の上で積極的に行うべきであるが、それ以外の業界、店舗、地域状況に応じて適切なシステム設計と実施が可能であることが肝心であると考え、当機構はそれを支援するものとしている。

⑪ 経済産業省  
万引防止に向けて努力する小売業界をこれまで以上に理解したくことと、その自衛措置についても防犯の観点から一層の指導、ご協力をおねがいしたい。防犯画像の活用においても小売店型の相談を受けたいと考えている。その適切な運用に力を貸していただけるようお願した。

⑫ 小売業関係者  
小売店の中には防犯カメラの運用規定を定めていない店舗もあるが、各地域の自治体から出てくる「防犯カメラの設置とガイドライン」や※資料1の防犯カメラ管理規定を確認し、速やかに自社の運用規定を作成していただく。

また、各小売業団体におかれては、業界間で防犯画像の活用の在り方について議論を深め、防犯画像情報を共有するための指針と要件等に関し、業界方針やガイドラインを検討するともに、その動きを加速していただく。